

令和8年2月27日

化学物質管理強調月間化学物質管理セミナー資料

# 職場における自律的化学物質管理の推進について

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 埼玉支部  
労働安全・労働衛生コンサルタント 中澤富夫

# 本日の内容

1. 化学物質による労働災害の概要
2. 職場における化学物質の自律的管理
3. リスクアセスメントの実施と労働災害防止対策
4. 厚生労働省ホームページ等の活用

# 1. 化学物質による労働災害

## エレベーター内装の塩ビシート剥離作業中に急性有機溶剤中毒死

### 【発生状況】

ビル内店舗が一部営業中であったこと等から、エレベーター内で扉を閉めた状態で、ジクロロメタンを主成分とする剥離剤を塩ビシートに塗布し、30分程度待って軟化させてから剥離作業を行っていた。別の作業員が、エレベーター扉を開けたところ、仰向けに倒れた状態の被災者らを発見した。2人とも心肺停止状態であり、急性有機溶剤中毒による死亡が確認された。着用していた有機ガス用防毒マスクは破過していた。



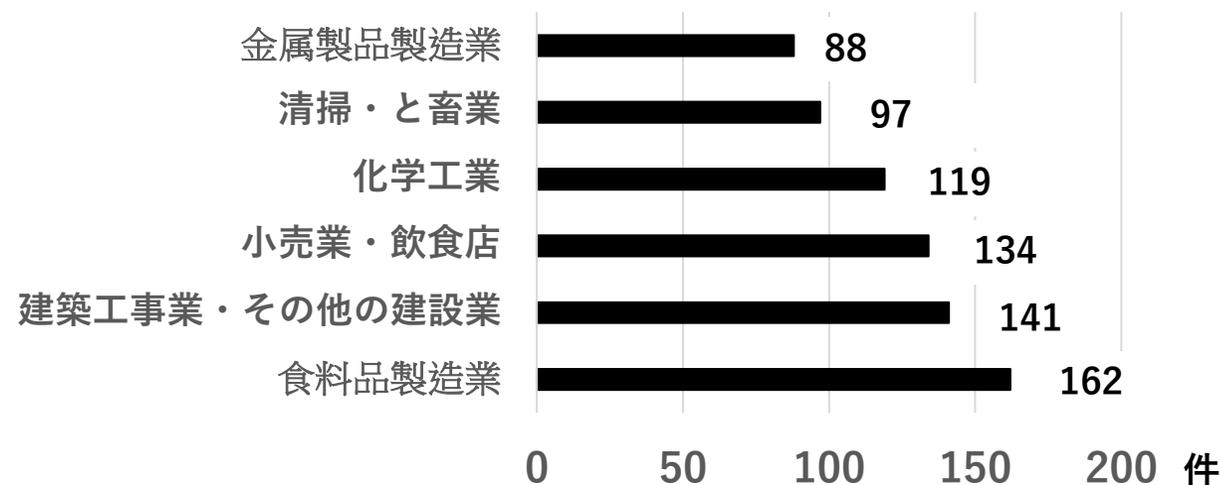
# (1) 化学物質の労働災害発生状況

厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」令和6年6月公表 より

年 事故の型 (件)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有害物質との接触	397 (11)	404 (10)	430 (8)	408 (10)	442 (2)	463 (3)
爆発	39 (5)	35 (1)	34 (2)	34 (1)	34 (5)	49 (4)
火災	41 (4)	95 (37)	34 (1)	30 (8)	36 (0)	30 (1)
合計	477 (20)	534 (48)	498 (11)	472 (19)	512 (7)	542 (8)

- 1) 年間500件前後で推移しており、減少は見られない。
- 2) 有害物との接触(令和元年～令和3年の合計1229件)は、第三次産業や建設業など幅広い業種で発生している。
- 3) うち、洗剤・洗浄剤による労働災害が約3割(371件)を占め、また消毒・除菌・殺菌・漂白によるものも多い(108件)。

## 有害物との接触で労働災害が多い業種



## 2. 職場における化学物質の自律的管理

(1) 個別規制型の化学物質管理（～令和6年3月）

① 「個別規制」の対象物質は123物質（2023年3月時点）

② リスクアセスメント義務対象化学物質は674物質  
（ラベル表示及びSDS交付が義務付けられている物質数）

(2) 自律的な化学物質管理への移行(令和6年4月～)

① 国によるばく露の上限となる基準等の設定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として

② 事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入するもので、化学物質管理者の選任等の管理体制を整備してきた。

### (3) 化学物質管理強調月間（令和8年2月）

厚生労働省 ケミガイドより <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

#### 1) 第2回化学物質管理強調月間

- ① 職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚
- ② 化学物質管理活動の定着

#### 2) 日常の化学物質管理の総点検（チェックリストの活用）

リスクアセスメント対象物質の拡大への対応

- ① 令和7年4月から1,537物質
- ② 令和8年4月から2,316物質（CAS番号ベースでは、約2,900物質）

# 「化学物質管理強調月間」の取組み

厚生労働省 ケミガイドより <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



ケミガイドの使い方 | 背景 | 主な分類事例 | ケミサポのご紹介 | お問い合わせ | 動画で知る | 資料で知る



## 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 2月は化学物質管理強調月間

職場で使う「消毒液」も

換気をせずにトイレ清掃中に洗剤を使ってフッ化水素中毒に

化学物質を用いた「洗剤、清掃、漂白」も

美容院で使う「毛染め剤」も

美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

職場で使う「消毒剤」も

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になっています。

職場で使っている「化学製品」管理すすめてますか？

30秒動画編

食品加工の「洗剤」も

「ケミガイド」がご案内します 注目!!

飲食店の「漂白剤」も

工業用の「接着剤」も

印刷会社の「染色剤」も

職場で使う「カビ取り用洗剤」も

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

職場の「塗料」も

職場で使う「さび止め」も

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

建設現場の「接着剤」も

でも、安心してね!

ゴホゴホ

ぶっだっ!

第2回  
化学物質管理強調月間  
開催のお知らせ

2026年2月1日（日）～2026年2月28日（土）

スローガン

慣れた頃こそ再確認  
化学物質の扱い方

厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和8年2月1日から2月28日までの1か月間、化学物質管理強調月間のスローガンを定め、別紙の実施要綱に基づき、「化学物質管理強調月間」を実施します。

化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、日常の化学物質管理の総点検を行いましょ。

## 実施要綱

- > 職場にいますか？化学物質管理者
- > 職場の化学物質管理をチェックしてみよう
- > 業種・作業別マニュアルを活用しよう
- > 保護具を適切に選択・使用しよう（皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル）
- > 化学物質管理について学ぶ
- > 相談窓口
- > イベント情報
- > 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）」

## 職場の化学物質管理をチェックしてみよう

化学物質管理強調月間で各事業者が取り組むこととしている「日常の化学物質管理の総点検」については、[こちらのチェックリスト](#)を参考にしてください。

- ① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。 ▼
- ② 化学物質管理者を選任していますか。 ▼
- ③ R Aを実施していますか。 ▼
- ④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。 ▼
- ⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 ▼
- ⑥ （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。 ▼
- ⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。 ▼

# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

2,316物質

解説

- 化学物質を化学的に合成するほか、混合・濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
- 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。
- 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。

R7,R8追加分



R9追加分



1,537物質

②化学物質管理者を選任していますか。

解説

- RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
- 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。



③RAを実施していますか。

解説

- リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
- 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
  - ・業種・作業別マニュアル
  - ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル

(参考) Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。  
Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。

業種・作業別マニュアル

(業種・作業別)

(建設業)

参考



## ○業種・作業別マニュアル

もの	業種	作業
洗剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業	<a href="#">PDF</a> <a href="#">ポリッシャーでの床洗浄作業 [1009KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">ポリッシャーでの床洗浄作業 [352KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
		<a href="#">PDF</a> <a href="#">トイレ洗浄作業 [945KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">トイレ洗浄作業 [352KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
		<a href="#">PDF</a> <a href="#">シンク洗浄作業 [943KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">シンク洗浄作業 [351KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
洗剤・洗浄剤	食料品製造業	<a href="#">PDF</a> <a href="#">製造・加工設備の洗浄作業 [877KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">製造・加工設備の洗浄作業 [337KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
		<a href="#">PDF</a> <a href="#">釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 [852KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 [332KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
	飲食店	<a href="#">PDF</a> <a href="#">洗浄作業 [975KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">洗浄作業 [316KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
塗料	塗装作業	<a href="#">PDF</a> <a href="#">自動車補修塗装作業 [958KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">自動車補修塗装作業 [201KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
		<a href="#">PDF</a> <a href="#">工業塗装作業 [903KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">工業塗装作業 [254KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
接着剤	接着関連作業	<a href="#">PDF</a> <a href="#">集成材・合板・LVL製造での接着関連作業 [1.1MB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">集成材・合板・LVL製造での接着関連作業 [200KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>
		<a href="#">PDF</a> <a href="#">内装仕上工事での接着関連作業 [977KB]</a> <input type="checkbox"/>
		<a href="#">X</a> <a href="#">内装仕上工事での接着関連作業 [279KB]</a> <input checked="" type="checkbox"/>

## 建設業における化学物質取扱い作業リスク管理マニュアル

### 1. マニュアルについて

新しい化学物質管理の自律的管理の考え方に沿って、実際の建設作業現場における典型的な作業を洗い出し、労働者のばく露濃度を測定・分析し、ばく露濃度分析結果の評価、有効なばく露濃度低減措置の検討結果を踏まえた典型的な作業に対するリスク管理マニュアルの作成を行いました。

### 2. マニュアル・参考資料

#### (1) マニュアルの種類

建築工事マニュアル 下記のファイルはご自由に利用できます。

#### [Excel版]

- ▶ ①セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [2MB]
- ▶ ②スラリー状のコンクリートを使用する作業リスク管理マニュアル(Excel) [2MB]
- ▶ ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]
- ▶ ④防水等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]
- ▶ ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]
- ▶ ⑥接着（長尺シート等）作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]

#### [PDF版]

- ▶ ①セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]
- ▶ ②スラリー状のコンクリートを使用する作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]
- ▶ ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]
- ▶ ④防水等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]
- ▶ ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]
- ▶ ⑥接着（長尺シート等）作業リスク管理マニュアル(PDF) [3MB]



### 3. リスクアセスメントの実施と労働災害防止対策

#### (1) リスクアセスメント指針における実施内容（手順）

ステップ1

化学物質による危険性又は有害性の特定

ステップ2

特定された危険又は健康障害による  
リスクの見積り

ステップ3

見積りに基づくリスク  
低減措置の内容検討

ステップ4

リスク低減措置の実施

ステップ5

リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメント

化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針  
平成27年9月18日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号  
改正 令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号

## (2) 化学物質による危険性又は有害性の特定

リスクアセスメント対象化学物質を使用している業務を洗い出し、SDSに記載されているGHS分類などに則して危険性又は有害性を特定する。

### 【物理化学的危険性】

爆発物  
可燃性ガス  
エアゾールおよび加圧下化学品  
酸化性ガス  
高圧ガス  
引火性液体  
可燃性固体  
自己反応性物質および混合物  
自然発火性液体  
自然発火性固体  
自己発熱性物質および混合物  
水反応可燃性物質および混合物  
酸化性液体  
酸化性固体  
有機過酸化物  
金属腐食性  
純性化爆発物

### GHS分類

### 【健康有害性】

急性毒性  
皮膚腐食性/刺激性  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性  
呼吸器感作性又は皮膚感作性  
生殖細胞変異原性  
発がん性  
生殖毒性  
特定標的臓器毒性（単回ばく露）  
特定標的臓器毒性（反復ばく露）  
誤えん有害性

### 【環境有害性】

水性環境有害性  
オゾン層への有害性

## 危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き

爆弾の爆発 	爆発物(不安定爆発物,等級1.1~1.4) 自己反応性化学品(タイプA,B) 有機過酸化物(タイプA,B)	炎 	可燃性ガス(区分1) 自然発火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	円上の炎 	酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体
ガスボンベ 	高圧ガス	腐食性 	金属腐食性化学品 皮膚腐食性 眼に対する重篤な損傷性	どくろ 	急性毒性 (区分1~3)
感嘆符 	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性 (区分2) 眼刺激性 (区分2A) 皮膚感作性 特定標的毒性 (区分3) など	健康有害性 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 (区分1,2) 特定標的臓器毒性 (区分1、2) 誤えん有害性	環境 	水生環境有害性

区分（強さ）：区分1 > 区分2 > 区分3 > 区分4    細分化の場合（例）：区分2A > 区分2B

「職場の安全サイト」 ⇒ 化学物質 ⇒ GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報



職場の安全を応援する情報発信サイト/

# 職場のあんぜんサイト



▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ  検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

**化学物質**

## 化学物質のトップへ

- 安衛法名称公表化学物質等
- **GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報**
- GHS対応モデルラベル作成法
- 化学物質による災害事例集
- 化学物質のリスクアセスメント実施支援
- その他の情報はこちら

- [Materiales educativos y otras herramientas \(スペイン語\)](#)
- [Materiais e Ferramentas de Aprendizagem \(ポルトガル語\)](#)
- [각종 교재·도구 \(韓国語\)](#)

働く人 家族 企業



みんなが元気になる職場を創りましょう。

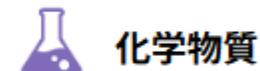
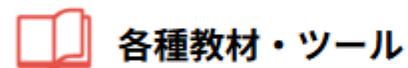
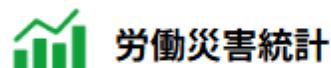


# GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報⇒CAS番号での検索（ジクロロメタンの例）



## 職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ



ホーム > GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報 > 検索結果

### GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報 検索結果

検索結果は1件ありました。  
1件～1件を表示しています。

#### 検索結果

1/1 ページ

検索結果ページ: 1

番号	名称(データシート)	モデルラベル	英文名称	CAS番号
1	ジクロロメタン <a href="#">ジクロロメタン</a>		Dichloromethane Dichloromethane	75-09-2

検索結果ページ: 1

#### 検索条件

CAS番号での検索 75-09-2

検索条件変更

#### 化学物質(更新情報)

- ◆ 新規化学物質関連手続きの方法
- ◆ 安衛法名称公表化学物質等
- ◆ GHSモデルラベル・SDS情報
- ◆ GHSモデルラベル作成法
- ◆ 国際表示マーク(GHSとは)
- ◆ 強い変異原性が認められた化学物質
- ◆ がん原性に係る指针对象物質
- ◆ リスク評価実施物質
- ◆ 化学物質による災害事例
- ◆ がん原性試験実施結果
- ◆ 変異原性試験(EMS・染色体異常)結果
- ◆ 中期発がん性試験実施結果
- ◆ 濃度基準値等
- ◆ がん原性物質
- ◆ 皮膚等障害化学物質

# モデルSDS（ジクロロメタンの例）

## 1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称	ジクロロメ
製品コード	H29-B-06
会社名	〇〇〇〇株
住所	東京都△△
電話番号	03-1234-
ファックス番号	03-1234-
電子メールアドレス	連絡先@株
緊急連絡電話番号	03-1234-

ジクロ

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

分類実施日  
(物化危険性及び健康有害性) H30.3.16、政府向けGHS分類ガイダンス (H25年度改訂版 (ver1.1): JIS Z7252:2014準拠) を使用  
GHS改訂4版を使用

物理化学的危険性	-	
健康に対する有害性	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2A
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1 (中枢神経系、呼吸器) 区分3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経系、肝臓、生殖器 (男性))
分類実施日 (環境有害性)	環境に対する有害性はH18.3.31、GHS分類マニュアル(H18.2.10版)を使用	
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性)	区分3

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。

GHSラベル要素

### 絵表示



リスクアセスメントの事前準備として

- 2. 危険有害性の要約
- 3. 組成、成分情報
- 8. ばく露防止及び保護措置
- 9. 物理的及び化学的性質

等に着目する

### (3) 特定された危険又は健康障害によるリスクの見積り

化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針より

ア 化学物質が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれのある程度（発生可能性）と、危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法

- (ア) マトリックス法
- (イ) 数値化法
- (ウ) 枝分かれ図を用いた方法
- (エ) 化学物質リスク簡易評価法等を用いてリスクを見積る方法  
（コントロールバンディング等）
- (オ) 災害のシナリオから見積もる方法

## イ 労働者が対象物にさらされる程度（ばく露濃度）とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法

- (ア) 管理濃度と比較する方法（管理濃度が定められている物質）
- (イ) 濃度基準値と比較する方法（濃度基準値が設定されている物質）
- (ウ) ばく露限界と比較する方法（管理濃度、濃度基準値が設定されていない物質）
- (エ) 気中濃度を推定し濃度基準値又はばく露限界と比較する方法  
（CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）等）
- (オ) あらかじめ尺度化した表を使用する方法

## ウ その他、ア又はイに準ずる方法

- (ア) 特別則の対象物質（特定化学物質、有機溶剤など）については、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法
- (イ) 安衛令別表1に定める危険物及び同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第2編第4章爆発、火災の防止などの規定を確認する方法
- (ウ) 作業リスク管理マニュアルを用いて、定められた措置が適切に実施されていることを確認する方法

(4) CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) を用いたリスクの見積り  
リスクアセスメント「**初期調査**」における「**数理モデルを活用したばく露の推定**」が可能

職場の安全サイトから入手でき、簡単な質問に答えていくだけで、リスクを見積もることが可能な**簡易ツール**

**有害性** (化学物質の**吸入ばく露**、**経皮ばく露**による健康リスク) は、労働者がばく露される程度を把握してリスクを見積もる

**危険性** (爆発物や引火性など) があることに気付くためのツールとして使用できる

【安衛則第577条の2第1項】

労働者がばく露される程度を最小限度とする (義務)

【同2項】

濃度基準値が設定されている物質については、屋内作業場については、当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下とする (義務)

## 皮膚等障害化学物質等

皮膚障害等防止用保護具の 選定マニュアル（令和7年3月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001393159.pdf>

「安衛則」第594条の2第1項  
皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又はこれを含有する製剤（皮膚等障害化学物質等）については、不浸透性の保護具を使用すること（義務）

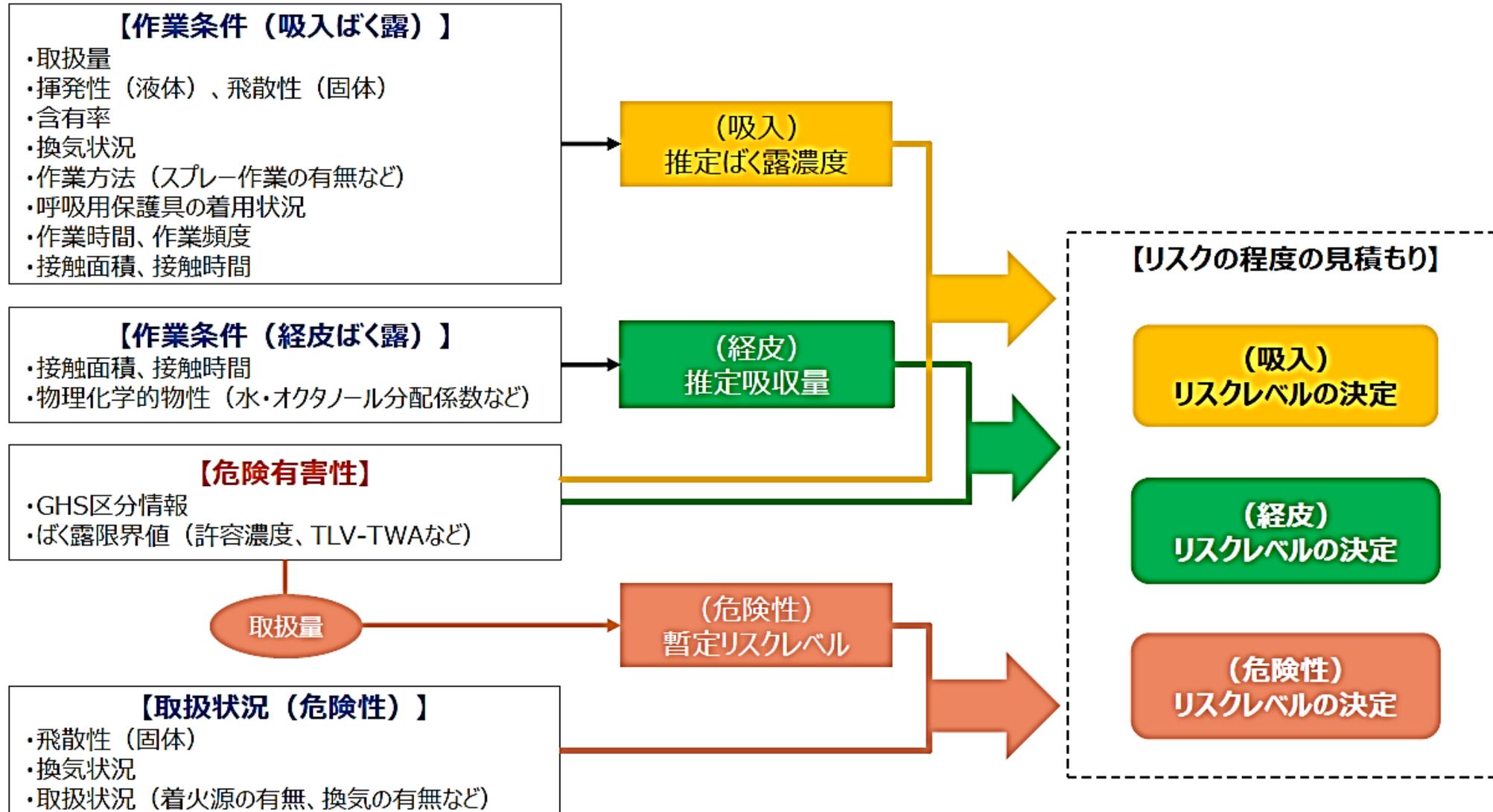
化学物質	対応
皮膚等障害化学物質等	不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用の <b>義務</b>
健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質	保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用の <b>努力義務</b>

- 1) **皮膚刺激性有害物質**：GHS分類「**皮膚腐食性・刺激性**」、「**眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性**」及び「**呼吸器感作性又は皮膚感作性**」のいずれかで**区分1**
- 2) **皮膚有害性化学物質**：皮膚等障害化学物質等に**該当する化学物質**について（令和5年7月4日付け基発0704第1号）で**指定**

# CREATE-SIMPLEを用いたリスクの見積り

CREATE-SIMPLE マニュアルより

**取扱い条件**（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定した**ばく露濃度**と**ばく露限界値**（または**GHS区分情報**）を比較する方法。



「職場の安全サイト」⇒化学物質⇒化学物質のリスクアセスメント実施支援⇒リスクアセスメント支援ツール⇒ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）

ここをクリックしてください。

<厚生労働省作成のツール>

名称 (リンクをクリックすると概要説明に移動します)	対象	特色	マニュアル・参考	ツールへのリンク
<a href="#">CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)</a>	有害性 ・ 危険性	サービス業や試験・研究機関などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。 【初級】	<ul style="list-style-type: none"><li>• <a href="#">マニュアル</a></li><li>• <a href="#">FAQ検索ツール</a></li><li>• <a href="#">設計基準</a></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <a href="#">CREATE-SIMPLE ver3.1.2</a> (2025.7 更新)</li></ul>

マニュアルを事前にダウンロードする。マニュアルに従って、容易にリスクアセスメントが行える。

# CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）入力画面

## CREATE-SIMPLE ver 3.1.2

- サービス業など幅広い職場にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツール -

- 説明 -

- リスクアセスメントとは、労働者の安全や健康への影響について評価をすることです。
- CREATE-SIMPLEは、労働者の健康（吸入・経皮）への影響と物質の危険性について評価し、対策の検討を支援します。
- SDSを確認して対象物質を決定し、以下のSTEP1から順番に入力してください。

No 3  
実施日 2026/2/6  
実施者

シート名	内容
トップ	各シートの説明
リスクアセスメントシート	リスクアセスメント実施シート
実施レポート	実施レポート表示シート
結果一覧	実施結果の一覧
製品DB	取扱製品のデータベース

結果呼出 入力内容クリア

【STEP 1】対象製品の基本情報を入力しましょう。

タイトル	
実施場所	
製品ID等	
製品名等	
作業内容等	
備考	
リスクアセスメント対象	<input checked="" type="checkbox"/> 吸入 <input checked="" type="checkbox"/> 経皮吸収 <input checked="" type="checkbox"/> 危険性（爆発・火災等）

性状  液体  粉体  気体

成分数 1

RA対象：吸入、経皮吸収、危険性

性状：液体、粉体、気体

成分数：1～10

# (エレベーター内装の塩ビシート剥離作業中に急性有機溶剤中毒死) への適用例

【STEP 2】 取扱い物質に関する情報を入力してください。

CAS RNで検索 | 物質一覧から選択 | CAS RN一括入力 | 1 ▼ | 編集 | ▼詳細表示

No	CAS RN	物質名	含有率 [wt%]
1	75-09-2	シクロロメタン	80

GHS分類	ばく露限界値	物理化学的性状	揮発性/飛散性	備考
急性毒性 (吸入: 蒸気): 区分4 皮膚腐食性/刺激性: 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分2A 発がん性: 区分1A 生殖毒性: 区分2 特定標的臓器毒性 (単回暴露): 区分1 特定標的臓器毒性 (反復暴露): 区分1	日本産業衛生学会 許容濃度: 50 ppm 日本産業衛生学会 最大許容濃度: 100 ppm ACGIH TLV-TWA: 50 ppm DFG MAK: 50 ppm DFG Peak lim: 100 ppm	性状: 液体 分子量: 84.93 沸点: 40 °C オクタノール/水分配係数: 1.25 水溶解度: 1.3 g/100mL 蒸気圧: 47.4 kPa	高揮発性 (沸点: 50°C未満)	特化則 (第2類物質)

【ステップ2】 化学物質情報  
CAS RN入力等

【STEP 3】 以下の作業内容に関する質問に答えましょう。

保存

Q1 製品の取扱量はどのくらいですか。

Q1 [プルダウンメニュー]

Q2 大量 (1kL以上)

Q3 少量 (100mL以上~1000mL未満)

Q4 極微量 (10mL未満)

プルダウンで選択

【ステップ3】 作業内容質問

Q1~Q7: 吸入作業内容

Q8~Q10: 経皮吸収関連

Q11~Q15: 爆発・火災関連

【STEP 3】以下の作業内容に関する質問に答えましょう。

保存

Q1 製品の取扱量はどのくらいですか。

中量 (1L以上~1000L未満)

Q2 スプレー作業など空気中に飛散しやすい作業を行っていますか。

いいえ

Q3 化学物質を塗布する合計面積は1m<sup>2</sup>以上ですか。

はい

Q4 作業場の換気状況はどのくらいですか。

換気レベルA (特に換気のない部屋)

Q5 1日あたりの化学物質の作業時間 (ばく露時間) はどのくらいですか。

1時間超~2時間以下

Q6 化学物質の取り扱い頻度はどのくらいですか。

週1回未満

Q7 作業内容のばく露濃度の変動の大きさはどのくらいですか。

ばく露濃度の変動が大きい作業

### 作業条件 (吸入ばく露)

Q1	取扱量	1日当たりの取扱量
Q2	スプレー作業	作業有無
Q3	塗布作業	塗布面積1m <sup>2</sup> 超
Q4	換気状況	換気レベルを選択
Q5	作業時間	1日当たりの作業時間
Q6	作業頻度	週当たりの日数
Q7	ばく露の変動	局所排気のない手作業洗浄等



3

日/月

**ばく露の変動が大きい作業例**：局所排気装置が設置されていない、または局所排気装置の性能等が確保されていない作業場における化学品の投入・計量、手作業による洗浄作業等

Q8 化学物質が皮膚に接触する面積はどれぐらいですか。

片手の手のひら付着

Q9 取り扱う化学物質に適した手袋を着用していますか。

取扱物質に関する情報のない手袋を使用している

Q10 手袋の適正な使用方法に関する教育は行っていますか。

教育や訓練を行っていない

Q11 化学物質の取扱温度はどのぐらいですか。

室温

Q12 着火源を取り除く対策は講じていますか。

いいえ

Q13 爆発性雰囲気形成防止対策を実施していますか。

いいえ

Q14 近傍で有機物や金属の取扱いがありますか。

いいえ

Q15 取扱物質が空気又は水に接触する可能性がありますか。

はい

### 作業条件（経皮ばく露）

Q8	皮膚接触面積	両手の手のひら等
Q9	手袋の着用	着用状況、素材（耐浸透性等）
Q10	手袋教育・訓練	教育等の実施状況

### 取扱状況（危険性）

Q11	取扱温度	室温以上での取扱い
Q12	着火源の有無	裸火、静電気等
Q13	爆発性雰囲気形成防止対策	漏えい防止、放出管理、換気等
Q14	有機物・金属の取扱い状況	近傍での有機物や金属の取扱い
Q15	空気や水との接触状況	開放状態での取扱い、近傍で水取扱い

備考（任意）

### STEP 4 リスクの判定

リスクを判定

実施レポートに出力

ばく露限界値 (管理目標濃度)

推定ばく露濃度

・法規制情報  
・リスクレベルS⇒皮膚刺激性や眼刺激性など局所的な影響がある場合

リスクレベル

	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度			リスクレベル				危険性 (爆発・火災等)
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	
1	75-09-2	ジクロロメタン					特化則 (第2類物質)、リスクレベルS				
	50 ppm	100 ppm	1302 mg/day	200~2000 ppm	5000 ppm	37.8 mg/day	IV	IV	I	IV	I

### 判定結果

有害性	リスクアセスメントのための測定等を実施するか、リスクを下げる対策を実施をしましょう。 不浸透性の化学防護手袋を着用しましょう。
危険性 (爆発・火災等)	

# CREATE-SIMPLEのリスクレベルの定義

CREATE-SIMPLE 設計基準より

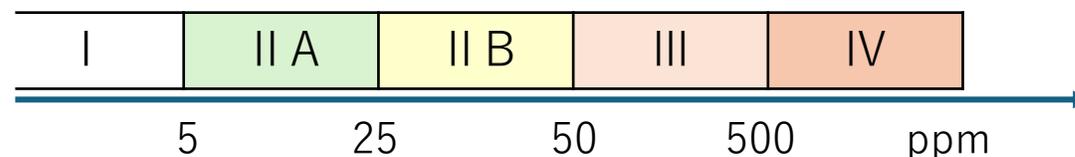
\* OEL : 長時間のばく露限界値

リスクレベル	吸入 (8時間)	定義
IV(大きなリスク)		推定ばく露濃度範囲の上限 > OEL × 10
III(中程度のリスク)		OEL × 10 ≧ 推定ばく露濃度範囲の上限 > OEL
II B(懸念されるリスク)		OEL ≧ 推定ばく露濃度範囲の上限 > OEL × 1/2
II A(小さなリスク)		OEL × 1/2 ≧ 推定ばく露濃度範囲の上限 > OEL × 1/10
I (些細なリスク)		推定ばく露濃度範囲の上限 ≦ OEL × 1/10

## リスクレベル

ジクロロメタンばく露限界値  
吸入 (8時間) 50ppmの場合

ジクロロメタン  
推定ばく露濃度  
吸入 (8時間)



吸入、経皮合算のリスク = 吸入ばく露比 + 経皮ばく露比

吸入ばく露比 = 吸入ばく露濃度の上限 / ばく露限界値

経皮ばく露比 = 経皮吸収量 / 経皮ばく露限界値

リスクレベル IV (ばく露比 > 10以上)    III (10 ≧ ばく露比 > 1)  
II (1 ≧ ばく露比 > 0.1)    I (0.1 ≧ ばく露比)

# 実施レポート（現状の対策）

## リスク低減対策の検討

※「リスク低減対策の検討」のQ1～Q15の選択肢を変更し、【再度リスクを判定】をクリックすることによって、リスク低減対策後の結果が表示されます。

リスクの再判定

設問		現状	現状	対策後	リスク低減対策の検討		
吸入	Q1. 取扱量	中量（1L以上～1000L未満）			中量（1L以上～1000L未満）		
	Q2. スプレー作業の有無	いいえ			いいえ		
	Q3. 塗布面積1m2超	はい			はい		
	Q4. 換気レベル	換気レベルA（特に換気のない部屋）			換気レベルA（特に換気のない部屋）		
	制御風速の確認						
	Q5. 作業時間	1時間超～2時間以下			1時間超～2時間以下		
	Q6. 作業頻度	3日/月			週1回未満	3	日/月
	Q7. ばく露の変動の大きさ	ばく露濃度の変動が大きい作業			ばく露濃度の変動が大きい作業		
[オプション] 呼吸用保護具							
フィットテストの方法							
経皮吸収	Q8. 接触面積	片手の手のひら付着			片手の手のひら付着		
	Q9. 化学防護手袋	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している			取扱物質に関する情報のない手袋を使用している		
	Q10. 保護具の教育	教育や訓練を行っていない			教育や訓練を行っていない		
危険性	Q11. 取扱温度	室温			室温		℃
	Q12. 着火源の対策	いいえ			いいえ		
	Q13. 爆発性雰囲気形成防止	いいえ			いいえ		
	Q14. 有機物、金属の取扱い	いいえ			いいえ		
	Q15. 空気、水との接触	はい			はい		

# 実施レポートでのリスク低減対策の検討（現状と対策後）

リスク低減対策案を選定入力して、  
リスクの再判定をクリック

## リスク低減対策の検討

※「リスク低減対策の検討」のQ1～Q15の選択肢を変更し、【再度リスクを判定】をクリックすることによって、リスク低減対策後の結果が表示されます。

設問		現状	対策後	リスク低減対策の検討
吸入	Q1. 取扱量	中量 (1L以上～1000L未満)	中量 (1L以上～1000L未満)	中量 (1L以上～1000L未満)
	Q2. スプレー作業の有無	いいえ	いいえ	いいえ
	Q3. 塗布面積1m2超	はい	はい	はい
	Q4. 換気レベル	換気レベルA (特に換気のない部屋)	換気レベルD (外付け式局所排気装置)	換気レベルD (外付け式局所排気装置)
	制御風速の確認		制御風速を確認している	制御風速を確認している
	Q5. 作業時間	1時間超～2時間以下	1時間超～2時間以下	1時間超～2時間以下
	Q6. 作業頻度	3日/月	3日/月	週1回未満   3   日/月
経皮吸収	Q7. ばく露の変動の大きさ	ばく露濃度の変動が大きい作業	ばく露濃度の変動が大きい作業	ばく露濃度の変動が大きい作業
	[オプション] 呼吸用保護具		防毒マスク (半面形面体)	防毒マスク (半面形面体)
	フィットテストの方法		簡易法 (シールチェック)	簡易法 (シールチェック)
	Q8. 接触面積	片手の手のひら付着	片手の手のひら付着	片手の手のひら付着
危険性	Q9. 化学防護手袋	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している	耐透過性・耐浸透性の手袋の着用している	耐透過性・耐浸透性の手袋の着用している
	Q10. 保護具の教育	教育や訓練を行っていない	十分な教育や訓練を行っている	十分な教育や訓練を行っている
	Q11. 取扱温度	室温	室温	室温     °C
	Q12. 着火源の対策	いいえ	いいえ	いいえ
	Q13. 爆発性雰囲気形成防止	いいえ	いいえ	いいえ
	Q14. 有機物、金属の取扱い	いいえ	いいえ	いいえ
	Q15. 空気、水との接触	はい	はい	はい

リスクの再判定

# 実施レポートでのリスク評価（現状と対策後）

## リスクの再判定結果

	ばく露限界値（管理目標濃度）			推定ばく露濃度			リスクレベル			合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)	
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収			
<b>1</b>	<b>75-09-2</b>	<b>ジクロロメタン</b>		<b>特化則（第2類物質）、リスクレベルS</b>								
現状	50 ppm	100 ppm	1302 mg/day	200~2000 ppm	5000 ppm	37.8 mg/day	IV	IV	I	IV	I	
対策後	50 ppm	100 ppm	1302 mg/day	0.75~7.5 ppm	450 ppm	1.89 mg/day	II-A	III	I	II	I	

有害性	濃度基準値設定物質以外の長時間（8時間）ばく露の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。リスクアセスメントのための測定等を実施するか、リスクを下げる対策を実施しましょう。不浸透性の化学防護手袋を着用しましょう。
危険性 (爆発・火災等)	

## 化学防護手袋選定

※安衛則第594条の2（皮膚等障害化学物質の直接接​​触の防止規定）に基づき着用が義務付けられる不浸透性の保護手袋について、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに基づく手袋材料の耐透過性や、手袋候補を表示します。表示は入力された作業分類、作業時間を前提とした手袋の候補ですので、実態を確認の上、選択ください。

※一部の成分において耐透過性情報がない場合には、【情報なし：CAS番号 物質名】と表示されます。該当する手袋材料を選定する場合には、保護具メーカーに問合せを行ってください。

使用可能な化学防護手袋の候補	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CAS RN: 75-09-2 物質名: ジクロロメタン</li> <li>ポリビニルアルコール (PVA) : ●, フッ素ゴム/ブチルゴム (0.3 mm): △, ポリ塩化ビニル/ニトリルゴム: △, 多層フィルム (LLDPE) (0.062 mm): △, その他多層/複層フィルム: ◎</li> </ul>
----------------	--

## (5) 見積に基づくリスク低減措置の内容検討

法令で定められた事項の実施（当該業務がある場合）

### ア 本質的対策

危険性有害性の高い化学物質の使用中止、低い材料への代替  
プロセスの運転条件の変更、化学物質の形状の変更等

### イ 衛生工学的対策・工学的対策

防爆構造、安全装置の二重化、密閉化、局所装置の設置

### ウ 管理的対策

マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練等

### エ 保護具の使用

イ～ウ の措置を検討しても、除去・低減できなかったリスク

高

低減措置の優先順位

低

## 【災害事例での対策】

エレベーター内装の塩ビシート剥離作業中に急性有機溶剤中毒死

### 【原因】

- 1 送排風機等による全体換気を行う予定であったにもかかわらず、災害時、送排風機を使用していなかったこと。
- 2 被災者が、有効な吸収缶を取り付けた防毒マスクを着用していなかったこと。
- 3 作業員が2人ともエレベーター内で扉を閉じた状態で有機溶剤作業を行ったこと。

### 【対策】

- 1 **剥離剤について、リスクアセスメントを行い、有害性の低いものを使用する。**
- 2 有効な防毒マスク、送気マスクを使用し、吸収缶は破過時間について適切に管理を行う。
- 3 送排風機等による全体換気を行う。
- 4 作業員1人はエレベーターのかごの外で待機させ、安全状況を確認する。



④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。



解説

○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。

○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。

(参考) [Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)

[Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)



⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。



解説

○化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。

(参考) [Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)

[Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)



⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。



解説

○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。



解説

○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。

(参考) [Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。](#)

[Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



## (6) リスク低減措置の実施

- 1) 特化則、有機則等の特別則に定められている事項  
リスクアセスメントの結果にかかわらず、**必ず実施（法令順守）**
- 2) 濃度基準値が設定された化学物質  
ばく露の程度を**濃度基準値以下**とする（義務）
- 3) リスク低減措置として**保護具を使用**  
⇒ **保護具着用管理者を選任**（義務）

## (7) リスクアセスメント結果の労働者への周知、記録保存

- 1) 対象の化学物質等の名称、業務の内容、リスクアセスメントの結果、実施するリスク低減措置の内容等を**労働者に周知、意見聴取**する。
- 2) 雇い入れ時教育、作業変更時教育で周知する。
- 3) **記録**は次にリスクアセスメントを行うまでの期間、**保存**する（3年以内に実施の場合は、3年間）。
- 4) **がん原性物質**については、従事した作業の概要、期間、労働者のばく露の状況、汚染時の応急処置の概要を**30年間保存**する。

## 4. 厚生労働省ホームページ等の活用

- 1) 厚生労働省：ケミガイド <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>
- 2) 労働安全衛生総合研究所：ケミサポ <https://cheminfo.johas.go.jp/>
- 3) 厚生労働省：職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
- 4) 厚生労働省：  
業種別・作業別マニュアル  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_55176.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html)  
建設業の業種別・作業別マニュアル  
[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/chemical\\_management/about.html](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/chemical_management/about.html)  
皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（令和7年3月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001393159.pdf>
- 5) 埼玉労働局：ニュース&トピックス（報道発表資料、トピックス等）  
<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/home.html>